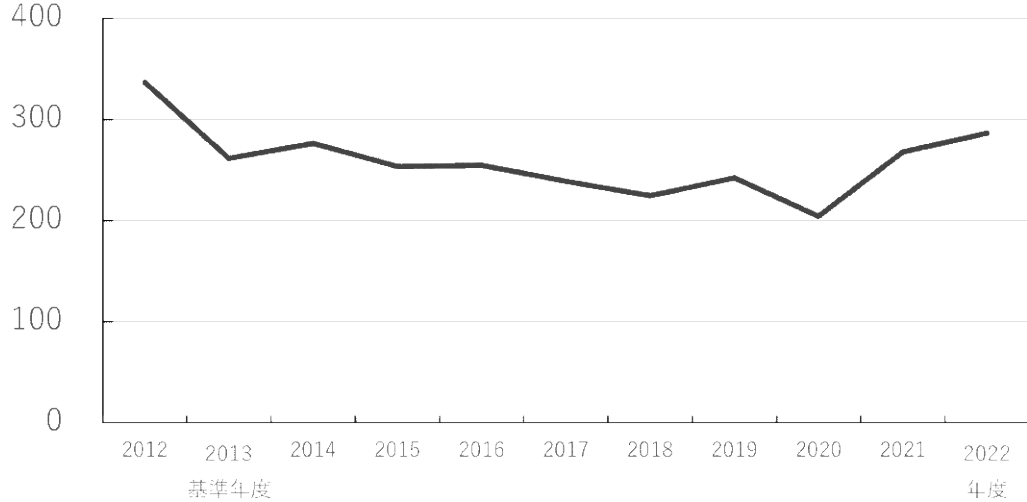


令和 7 年度第 1 回青森県地球温暖化対策推進協議会 重委員からの事前質問及びその回答

NO	資料No. ページ	項 目	意見等の内容	回 答																								
1	資料2-1	県基準区域設定による再エネポテンシャルへの影響	国が作成した自治体排出量カルテ（下記HP）には、REPOSを活用して青森県の再エネ導入ポテンシャルが示されています。それによると、本県の再エネ導入ポテンシャルは、県内のエネルギー消費量に比べて非常に大きいことがわかります。そこで、県が基準区域を設定したことの当該再エネポテンシャルへの影響について教えてください。 https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/data/karte/pdf/02.pdf	県基準では、「除外区域」「考慮区域」を設定し、それぞれ共生条例における「保護地域」及び「保全地域」と一致させています。これにより、再エネ促進区域の設定を検討する市町村・事業者の事業計画立案や投資判断など事業予見性が高まることが期待されます。地域の再エネポテンシャルを有効活用し、具体的なプロジェクトに転換されやすくなると考えられます。 また、県基準をもとに検討を進めることで、市町村・事業者・住民の協議のポイントが明確になり、合意形成のプロセスの合理化につながるものと考えられます。 県基準及び共生条例の区域設定の影響・効果としては、再エネ導入ポテンシャルを「可能性」から「現実の導入」に移すためのツールとして、自然環境の保全、地域へのメリットの還元を促進するものであり、地域の再エネポテンシャルを最大限に引き出していくものと考えています。																								
2	資料3-2 P.12	業務その他部門の二酸化炭素排出量の推移（業務分類別）	業務その他部門の排出量の10%強を占める「生活関連サービス業・娯楽業」の排出量が前年比および基準年度比でも他の業務分類に比べても排出削減が進んでいないように見受けられます。考えられる要因について教えてください。 （原単位は変わっていないが業務規模が拡大されたためなのか、排出削減が難しい特別な事情があるのか）	「生活関連サービス業・娯楽業」は、具体的には、洗濯業、理容・美容業、浴場業などの生活関連サービス業に加え、映画館、遊園地、体育館、陸上競技場、スケート場などのスポーツ施設等がこの分類に該当します。 この業種の電力使用量の推移を見ると、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた2020年度には大きく減少したものの、2021年度、2022年度は増加傾向にあることから、本業種の温室効果ガスの排出量は、施設の操業状況に大きく影響を受けると考えられます。 また、特に大規模なスポーツ施設などは、省エネ対策の実施に多額の費用がかかることから、対策が進みづらいことも要因の一つとして考えられます。 ＜生活関連サービス業・娯楽業の電力消費量（106kWh）の推移＞  <table><tr><th>年度</th><th>電力消費量 (106kWh)</th></tr><tr><td>2012 (基準年度)</td><td>330</td></tr><tr><td>2013</td><td>260</td></tr><tr><td>2014</td><td>270</td></tr><tr><td>2015</td><td>250</td></tr><tr><td>2016</td><td>255</td></tr><tr><td>2017</td><td>240</td></tr><tr><td>2018</td><td>220</td></tr><tr><td>2019</td><td>240</td></tr><tr><td>2020</td><td>200</td></tr><tr><td>2021</td><td>260</td></tr><tr><td>2022</td><td>280</td></tr></table>	年度	電力消費量 (106kWh)	2012 (基準年度)	330	2013	260	2014	270	2015	250	2016	255	2017	240	2018	220	2019	240	2020	200	2021	260	2022	280
年度	電力消費量 (106kWh)																											
2012 (基準年度)	330																											
2013	260																											
2014	270																											
2015	250																											
2016	255																											
2017	240																											
2018	220																											
2019	240																											
2020	200																											
2021	260																											
2022	280																											

令和 7 年度第 1 回青森県地球温暖化対策推進協議会 重委員からの事前質問及びその回答

NO	資料No. ページ	項 目	意見等の内容	回 答
3	資料6 P.5	事業内容①住宅 向け太陽光発電 設備・蓄電池の 導入補助事業	当該国庫補助を受けることで、これまでと比べて県民がどの程度導入しやすくなるのでしょうか？	住宅向け太陽光発電設備・蓄電池の導入補助事業の具体的な補助要件等を含む経費については、9月17日に開会する第323回青森県議会定例会の議案において関連経費を計上し、ご審議いただく予定です。 （参考 1） ○太陽光発電設備・蓄電池の補助要件（国の採択を受けた事業計画） ・自家消費型太陽光発電設備：5万円/kW（上限25万円） ・上記に付帯する蓄電池：蓄電池価格の1/3（上限35万円） ○太陽光発電設備・蓄電池の一般的な価格 ・太陽光発電設備：25.5万円／kW ・蓄電池：15万円／kWh ○補助金のイメージ：太陽光発電設備：5kW、蓄電池：10kWhを設置した場合 コスト：太陽光127.5万円＋蓄電池150万円 ＝ 277.5万円 補助金：太陽光 25万円＋蓄電池 35万円 ＝ 60 万円 （参考 2） ○新潟県雪国型ZEH等導入促進補助金 新潟県では、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」を活用し、住宅向け太陽光発電設備（補助率：7万円/kW、補助上限額：31.5万円）、蓄電池（補助率：3分の1、補助上限額：25万円）に対する補助を行っており、太陽光発電設備の導入が進んでいる。 https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kankyoseisaku/0583945.html